

はじめに

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 10 年の大学審議会答申を受けた大学評価関係法令の改正に伴い、平成 12 年 4 月の大学評価・学位授与機構への改組、平成 16 年 4 月の独立行政法人化を経て現在に至っております。

機構では、大学評価の試行的実施期間として、主に国立大学を対象（平成 14 年度着手分の大学評価において一部の公立大学が対象）に、「全学テーマ別評価」、「分野別教育評価」及び「分野別研究評価」を平成 12 年度から平成 15 年度にわたって実施してきました。平成 16 年度には、大学評価の試行的評価に関する結果の検証を行い、また、高等専門学校として試行的評価を実施し、それらによって得られた結果は、機構の認証評価システムの構築に役立てることができました。

この間、平成 14 年 11 月の学校教育法等の改正により、平成 16 年度から、全ての大学・短期大学・高等専門学校が 7 年以内ごとに機関別の認証評価（文部科学大臣により認証評価機関として認証を受けた機関が実施する評価）を受けることが義務付けられました。

機構は、平成 17 年 1 月に大学及び短期大学、同年 7 月に高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、平成 17 年度から認証評価を開始しました。

認証評価の実施に当たっては、高等専門学校の試行的評価の経験も踏まえ、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編制し、対象高等専門学校から提出された自己評価書に基づく書面調査、及び訪問調査（対象高等専門学校の関係者との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、学生、卒業（修了）生等との面談や、教育現場の視察等を行うもの。）の結果をもとに、評価結果（案）を取りまとめました。その後、対象高等専門学校に対して評価結果（案）を通知し、意見の申立ての手続きを経て、このたび、機構の認証評価として、初めての評価結果を取りまとめました。

本実施結果報告が、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各高等専門学校が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民のみなさまの理解と支持を得るための一助となることを期待します。

